群馬県後期高齢者医療広域連合公表第１号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定に基づき、関係市町村の協議により群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり定め、平成２２年３月２７日付け群馬県指令市第３００２９－３号にて、群馬県知事の許可を得たので、同法第２９１条の４第３項の規定により公表する。

　　平成２２年３月２７日

群馬県後期高齢者医療広域連合長　松浦　幸雄

　　群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-１号）の一部を次のように改正する。

別表第２の15の項中「、六合村」を削る。

　　附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成22年３月28日から施行する。

（経過措置）

２　平成21年度の中之条町の負担金は、六合村が中之条町に編入しないものとしてそれぞれ算出された中之条町及び六合村の負担金の合算額から、合併の日前に六合村が現に広域連合に納入した平成21年度の額を差し引いた額とする。

３　平成22年度の中之条町の共通経費に係る負担金の「高齢者人口割」については、平成21年３月31日現在の中之条町及び六合村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口を合算した人口によるものとし、「人口割」については、平成21年３月31日現在の中之条町及び六合村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口を合算した人口によるものとする。